

| 会 長 | 事務局長 | 局長補佐兼係長 |
|-----|------|---------|
| | | |

第 8 1 5 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年 8 月 2 日（金曜日）午後 2 時

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（18 名）

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1 番 田村 磨利 | 2 番 山口 一晴 | 3 番 濱田 頼之 |
| 4 番 山本 欣史 | 5 番 岩本 誠司 | 6 番 小川 節美 |
| 7 番 澤田 誠規 | 8 番 今津 久雄 | 9 番 小島 久司 |
| 10 番 寺田 巧 | 11 番 羽賀 大透 | |

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 松本 功 | 2 番 保田 稔 | 3 番 川島 照久 |
| 4 番 西山 讓 | 5 番 細川 秀信 | 6 番 山本 大 |
| 7 番 浦田 久永 | | |

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
宿毛市産業振興課農業振興係長 舛谷 心悟

5. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号 宿毛市農用地利用集積について
議案第 4 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長 (会長あいさつ)

これより第815回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番澤田誠規委員、8番今津久雄委員にお願いします。

○議 長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 今回の申請は売買の1件です。
それでは、ご説明いたします。番号7番。場所は2ページに位置図をつけております。大字大島。大島地区南側、市道から少し山手に進んだ譲受人が所有する農地の隣接地など含む、周辺の農地あわせて6筆になります。
譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、高齢につき農作業も困難なことから地元の方へ売買で譲ることとなりました。
なお、昨日までに譲受人及び山口委員と確認したところ、譲渡人は現在市内の施設へ入所中との事です。
登記地目は畑で取得後は季節野菜のほかみかんや直七を作る予定です。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号7番について大島地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに7番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局員 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号13番、所在地小深浦、位置図は4ページになります。場所は小深浦川に沿って奥に進んだ星神社の手前の土地になります。
転用目的は、申請者は、高齢になり日常生活面に不安も出てきたことより息子名義の申請地に無償の使用貸借権を設定し一般住宅を建築しようとするものです。
農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は448.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費0万円、建築費1,080万円、自己資金1,080万円です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議 長 続きまして、受付番号13番について、小深浦地区担当の山口委員より説明をお願いします。

- 山口委員 【議案書をもとに13番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとしますので、「議案第2号」の1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 **【議案書をもとに25番から45番まで朗読】**

○事務局員 引き続き、事務局から利用権設定の内容について説明をいたします。件数が多くありますので、一括して説明させていただきたいと思っております。議案書は5ページからになります。申請件数は21件、全て新規設定です。

また、設定期間は10年、利用権の種類は使用貸借で、いずれも21件とも同様の設定内容になります。

場所は大字戸内。参考までに今回の利用権設定の区域として位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。赤い囲みに位置する農地、さらに細かく青色で示した部分が今回の対象農地であり、その数は21名の所有者からあわせて47筆、約4.5haの設定になります。

なお、21 件の申請のうち相続未登記の 4 件（受付番号 25 番、28 番、35 番、44 番）につきましては、相続関係の確認できる書類を申請時に添付されておりますので、申し添えます。登記地目は全て田で、水稻を作るとの計画が出されています。

事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えております。

事務局からは以上です。

○議 長 続きまして、受付番号 25 番から 45 番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会 長 **【議案書をもとに 25 番から 45 番朗読】**
事務局員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」21 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第 3 号」21 件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長入室)

○議 長 続きます、議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●舩谷係長 説明

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用配分計画の意見聴取について」担当課、舩谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとしますので、「議案第4号」21件は、市に答申することに決しました。

(産業振興課 舩谷係長 退室)

○議 長 続きます、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号10番。申請場所、所在地山奈町山田。登記地目田。地図の方は12ページになります。場所は、竹部地区に入り山田上農村公園から奥に入った土地で昭和50年頃から建物を建て宅地として使用し現在に至る。

次に、番号11番。申請場所、所在地平田町黒川。登記地目畑2筆。地図

の方は 13 ページになります。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線を仁井田橋の手前で右折し井垣自動車の前を奥に進み右折した土地で、約 20 年以上前から宅地として使用し現在に至る。

以上 2 件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きます、受付番号 10 番について、山田地区担当の今津委員お願いいたします。

○今津委員 【議案書をもとに 10 番について朗読】

今津委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号 11 番について、黒川地区担当の小川委員お願いいたします。

○小川委員 【議案書をもとに 11 番について朗読】

小川委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)
第812回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号5号)について、県より許可の決定がありましたので報告します。

○事務局長 (公務災害補償制度への加入について)
はじめに「公務災害補償制度」について、本日委員全員18名分の掛金を集金しました。ありがとうございました。領収書は、次回総会議案送付時にあわせてお送りいたしますのでご確認ください。

(活動記録簿の提出について)
次に、活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局にて4月から7月までの4ヶ月分の内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定です。
今後も定期的に記録簿の点検、確認を行いますので、活動記録簿への記入漏れのないようお願いいたします。

(次回総会の日程について)
最後に次回総会の日程をお知らせします。総会は9月2日(月)午後1時30分からの開会です。提出議案の締切は来週13日(火)、議案送付日は26日(月)の予定です。事務局からは以上です。

○事務局長 (人・農地プランの実質化について)
それでは、続きまして人・農地プランの実質化について事務局からご説明いたします。
はじめに、配布資料の確認です。お手元にご準備願います。
まず、1点目は、地域農業の将来を考えてみませんか!カラー刷りのパンフレット。
次に、2点目は人・農地プラン実質化に向けた想定スケジュール(資料1)。両面印刷で裏側には、3点目として矢印の入った人・農地プランの作成の手順があります。
続いて、4点目に人・農地プランの具体的な進め方について(ポイント)(資料3)。こちらも両面印刷で、裏側には5点目として「今後の農地やハウスの意向のアンケート」(様式1)があります。

最後に、6点目今回の取り組みの根拠となる法律の一部改正を抜粋して載せております。両面印刷で、裏側には7点目で、既に地域の農地利用の意向調査を実施している四万十市の取り組みを紹介した「全国農業新聞」の記事になります。

以上7点の資料を配布いたしました。

今日は、去る7月1日に高知市で開催されました、農林水産省中国四国農政局主催の人・農地プランの実質化に係る説明会の報告と、ポイントをご説明いたします。

委員の皆さまにお知らせする内容として、国が示した人・農地プランの実質化に向けたスケジュールに沿って、今後、宿毛市においても取り組みを進めたいと考えております。

はじめに、パンフレットを見ながら説明いたします。

国は、この度、地域が話し合い、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」をより実効性のあるものにするための工程を示しました。

こうした国の動きの背景には、後継者や担い手の確保、耕作放棄地の問題は、切羽詰まっていることの裏付けであり、もはや待ったなしの状況になっていることが考えられます。

パンフレットの4ページ目にありますように、ステップ1として農家へのアンケートを実施、そのアンケートの結果を基に現況を把握する地図を作る、これは5ページのステップ2になります。

そして、中心経営体への集約方針を策定。ステップ3にある、地域での話し合いと続いていき、以降、ステップ4、5と進み、過半の農地で出し手と受け手の特定を目指すこととなりました。

まとめると、国は、このプランを実効性のあるものにするため、①農地利用のアンケート、②現況把握、③集約方針の策定の工程で作業を進め、2020年度末（令和3年3月末）をめどにプランを仕上げることであります。

以上が、国が示す、人・農地プラン実質化への主な流れになります。

次に、資料1の人・農地プラン実質化に向けた想定スケジュールについて。上から順番に、今年5月に農地中間管理機構（農地集積バンク）を通じた集積・集約化の加速化に向けた関連法が改正されました。

国は、今年9月末までに市町村に対して工程表の作成を求めており、こちらにつきましては、人・農地プランを所管する、産業振興課農業振興担当と調整を行うこととしております。

そして、先ほど説明にありましたアンケートの実施については、対象地区の農家に5~10年後の意向を聞く。具体的には、資料の様式1「今後の農地やハウスの意向アンケート」にもありますように、対象者の年齢と後継者の有無を必ず把握するとともに、売ったり貸したりしてもよい農地やハウスの確認を行うこととしています。

今日、委員の皆さまにお知らせする内容として、国が示した人・農地プランの実質化に向けたスケジュールに沿って、宿毛市においても取り組みを進めたいと考えております。

参考までに、既に取り組みを行っております、四万十市農業委員会について全国農業新聞で紹介された記事がありますのでこちらをご覧ください。

今年の3月22日付けで掲載された内容で、高知県農業会議の取材によるものです。

四万十市は、昨年4月に委員の改選が行われ、農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は8名で新体制がスタートしました。新体制のもと農地利用最適化交付金事業も活用し、記事にもありますように、昨年9月から地権者と耕作者に対し、営農についての意向調査を実施。

調査は、農業委員と農地利用最適化推進委員が戸別訪問により行い、聞き取る内容としては、今後、数年間の農業経営の意向や、貸し付けができる農地があるかなどについてとしています。

委員1人当たり1カ月で3人に対して戸別訪問をすることを目標とし、2021年4月の任期満了までに約2千人の意向を把握する計画との事で取り組みの様子が紹介されました。

ここまで、説明会の報告と、ポイントについてご説明いたしました。

次に、宿毛市での取り組みをどのように進めて行くか、あわせて今後のスケジュールについて説明させていただきます。

はじめに、ステップ1のアンケートの実施は、今日の説明を踏まえ来月9月からスタートすることとし、実施期間は、来年度末を目途に意向を把握したいと計画しています。

ステップ2のアンケートの結果のとりまとめは事務局で行い、来年度以降、地図に落とし込みができるよう準備を進める計画です。

また、ステップ3の話合い活動の実施、ステップ4の地域農業のこれからについて、将来方針の作成となる人・農地プランの実質化も来年度の計画予定です。

まずは、今年度の取り組みとして、9月から来年度末までの期間でアンケートの実施、調査票の様式は、高知県農業会議から示された内容を使用することとします。

また、調査の方法については、各担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員であらかじめ手分けをして、ランダムに月2件を目安に戸別訪問を行い、回答いただいたアンケート用紙は、その都度、総会開催時に事務局へ提出することとします。

なお、アンケート調査の実施については、農地利用最適化推進活動として交付金事業の対象となりますので、パンフレットの8ページ目にもありますように、アンケート調査を行った際には、活動記録簿への記入もお忘れのないようお願いいたします。

今日は、人・農地プランの実質化に向けて、取り組みの手順、スケジュールについて説明いたしました。委員の皆様には資料をあらためてご一読いただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第815回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時30分閉会

令和元年8月2日

会　長

農業委員

農業委員